

# 社会福祉法人妙光福祉会

## やすらぎの里金井

### 山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス(A)重要事項説明書

当事業所は、山形市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（A）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

#### 1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	社会福祉法人 妙光福祉会
主たる事務所の所在地	〒990-2303 山形市蔵王上野字南坂920番地
代表者(職名・氏名)	理事長 柳生法雄
設立年月日	昭和59年9月27日
電話番号	023-688-6266

#### 2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	やすらぎの里金井	
サービスの種類	山形市介護予防・日常生活支援総合事業における 通所型サービス(A)	
事業所の所在地	〒990-7808 山形市内表東1番地	
事業所の管理者	須貝妙子	
電話番号	023-681-5711	
指定年月日・事業所番号	0690100078	
実施単位・利用定員	2単位	1単位定員15人
通常の事業の実施地域	山形市	
面積	敷地面積12,388m <sup>2</sup>	
建物概要	木造一部2階建　述べ床面積2,764.84m <sup>2</sup>	
損害賠償責任保険	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	
第三者評価の有無	無	

### 3. ご利用事業所の主な設備の概要

食堂・機能訓練室	81.92 m <sup>2</sup>
デイルーム	94.33 m <sup>2</sup>
静養室	17.60 m <sup>2</sup>
相談室	7.80 m <sup>2</sup>

### 4. 事業の目的と運営の方針

#### (1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。

#### (2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、山形市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型サービス（A）の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、山形市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

### 5. 提供するサービスの内容

通所型サービス（A）は事業者が設置する事業所に通っていただき、入浴、排泄、食事等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練として体操やレクリエーションを行ったり他者交流等を図り、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

サービス	内 容
体操	利用者の能力に合わせて心身機能の維持や健康維持として体操などの訓練を行います。
アクティビティ（介護予防）	各種レクリエーションをはじめ他者交流等様々な活動を企画いたします。
健康チェック	・血圧、脈、体温等バイタルチェック

- |              |
|--------------|
| ・体調不良時家族へ連絡等 |
|--------------|

## 6. 営業日時

営業日	水曜日・木曜日・金曜日 ただし、祝日・年末年始（12月31日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで
サービス提供時間	水曜日 午後 2時00分から午後4時00分まで 木曜日 午前10時00分から午後0時00分まで 金曜日 午前10時00分から午後0時00分まで 午後 2時00分から午後4時00分まで

## 7. 従業者の職種、職員数及び職務の内容

従業者の職種	常勤兼務	職務の内容
管理者	1	利用者及び職員の管理
従事者	2	利用者の生活全般に渡る必要な援助

## 8. 利用料等

### （1）サービスの利用料

#### 【基本部分】

（月額）

利用回数		サービス費用	利用者負担		
			1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
送迎あり	事業対象者 (週1回程度) 要支援1	14, 190円	1, 419円	2, 838円	4, 257円
	事業対象者 (週2回程度) 要支援2	28, 550円	2, 855円	5, 710円	8, 565円
送迎なし	事業対象者 (週1回程度) 要支援1	12, 590円	1, 259円	2, 518円	3, 777円
	事業対象者 (週2回程度) 要支援2	25, 350円	2, 535円	5, 070円	7, 605円

（注1）上記の基本料金は、山形市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本料金も自動的に改訂されます。なおその場合は、事前に新しい基本料金を書面でお知らせします。

## (2) その他の費用

岩盤浴	1回につき 500円
ウォーターベッド	1回につき 200円
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

## (3) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料金、その他の費用は毎月末締めとし、翌月10日以降に1ヶ月ごと一括まとめて請求させていただきます。次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、2週間以内に発行します。

### <口座振替のお支払い方法>

銀行振替にてお支払いください。ただし口座引き落としの際、1サービスにつき手数料が掛かりますが、ご利用者負担となります。

銀 行 振 替	きらやか銀行	翌月 26 日振替
	上記以外の金融機関	翌月 26 日振替

### <銀行振込の方法>

#### [お振込先]

銀 行 名	きらやか銀行	支 店 名	山形南支店
預金種目	普 通	口座番号	1046202
口座名義	介護予防拠点施設やすらぎの里金井		
	施設長	柳 生 弘 充	

## 9. 緊急時における対応方法

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- 病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

## 10. 事故発生時の対応

- ・サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに山形市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

## 11. 非常災害対策

非常災害時の 対応方法	利用中に火災・自然災害等が発生した場合は職員の誘導により安全な場所に避難を行います。なお、その後は警察・消防等の指示のもとに対応します。
避難訓練等の 概要	消防計画に則り災害を予想した防災訓練にも参加して頂きます。
消防計画等	消防計画書を作成し消防署へ届出をしております。
防火設備等の 概要	自動火災報知機、消火器、漏電火災報知器、消防機関へ通報する火災報知器、誘導灯及び誘導標識、防火戸防火ダンパー等連携設備

## 12. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	担当者：須貝妙子 ご利用時間：月曜日から金曜日 8時30分から17時30分 (土・日曜日、祝日、年末年始12月31日から1月3日を除きます) 電話番号： 023-681-5711
---------	--

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
山形市福祉推進部 介護保険課・長寿支援課	山形市旅籠町二丁目3番25号	023-641-1212
山形県国民健康保険団体連合会	寒河江市大字寒河江字久保6番地	0237-87-8006
山形県福祉サービス運営適正化 委員会	山形市小白川町2丁目3-31	023-622-5805

### 13. 秘密保持

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、他サービス機関等への情報提供を行いません。また、この秘密保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
従業者に対する秘密の保持について	従業者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者個人の情報及びそのご家族の方の個人情報の取り扱いについては、充分な配慮を行うとともに正当な理由なく第三者に漏らしません。また、従業者をはじめ、実習生やボランティアを受ける際にも守秘義務について遵守します。この守秘義務は雇用契約終了後も同様といたします。

### 14. 拘束禁止及び人権擁護について

平成18年3月31日付の厚生省令「身体拘束の禁止」規定により緊急やむを得ない場合を除き、利用者の身体拘束及び行動を制限する行為は行いません。そのために、転倒による骨折や怪我をされる恐れのあるご利用者様には、ご家族の方も含めて話し合いご理解を得られるように致します。

### 15. 高齢者虐待防止について

事業者は利用者への虐待防止のため、高齢者虐待防止法に基づいた対応を致します。

### 16. 連帯保証人の設定

利用者は、契約の有効期間中に事理弁識能力（自分で物事を判断したり決定する能力）の欠く場合に備えて、利用者の家族などをあらかじめ連帯保証人として定めていただきます。

連帯保証人は、利用者の金銭に関するすべての事項について連帯責任を負い、契約時すでに利用者がこの能力に欠けている場合には、連帯保証人がこの契約を締結します。

なお、連帯保証債務により連帯保証人が追う保証債務の限度額は金50万円とします。民法第465条の2（個人根保証契約の極度額の設定）

### 17. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス利用の際は、介護保険被保険者証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 所持金品は、自己責任で管理してください。

- (5) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- (6) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (7) 他の利用者のご迷惑になるような行為は慎むようお願いします。
- (8) 体調不良等によりサービスを利用できなくなった際は、できる限り早めに当事業所へご連絡ください。
- (9) 感染症拡大防止のため、事業所に到着しましたら、検温、うがい、手洗い等の実施をお願いします。
- (10) ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等）行為をしないでください。  
例えば、事業所の職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・過剰な福祉サービスの要求・誹謗中傷等。
- (11) サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載しないでください。
- (12) その他、管理上必要なことについてご理解ください。

## 18. その他

やまがた介護事業者認証評価制度における認証

（令和7年3月1日 認証更新）

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 山形市内表東1番地  
事業者名 やすらぎの里金井  
説明者氏名 須貝 妙子印

私は、事業者より本書面に基づき重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人 住所 \_\_\_\_\_

本人との続柄 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印